

東京DMAT現場携行用医薬品等の見直しについて（案）

○これまでの経過

- ・東京DMATの体制強化に向けた検討部会において、東京DMAT現場携行用医薬品・医療資器材等の見直しを行っている。
- ・各東京DMAT指定病院に、医薬品、医療資器材についてアンケートを実施（令和5年1月）
- ・医師、看護師、調整員（事務、薬剤師、臨床工学技士、臨床検査技師等）の多職種で検討中

○東京DMATの体制強化に向けた検討部会における主な御意見

- ・基本、薬剤や資器材は一緒にすべき
- ・一覧表は、標準医薬品、医療資器材として推奨して、その他必要なものがあれば、各病院追加可能とする。
- ・現在、多数傷病者（おおむね10名）を対象として一覧は作成されている。多数傷病者用のバッグの他に、少人数用（1～2名）のバッグの医薬品・医療資器材一覧を提示すべき。

○今後の方針

- ・令和5年度も引き続き、東京DMATが現場に携行すべき医薬品・医療資器材について見直しを行い、現場携行医薬品・医療資器材リストを改定する。
- ・上記見直しにあたり、「東京DMATの体制強化に向けた検討部会」において継続して検討する。